

# 協働のまちづくり かわら版

Vol. 20  
2010年6月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課  
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号  
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)  
FAX：0256-92-2110  
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp  
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

## 「第12回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第12回目の会議を6月5日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

### (仮称)まちづくり基本条例の条文の

検討に入り、ますます**難しく**なっています！！

皆さん、こんにちは！まちづくり基本条例市民検討会議は、今回の会議で12回目の開催になりました。昨年6月の発足以来、ちょうど丸1年が経過しました。進行の不慣れさから、かなり遠回りした検討の進め方ではなかったかと反省していますが、これまでずっと委員の皆さんから熱心に議論してきていただき、感謝してもきれないくらいです。

今、市民検討会議では具体的な条文の検討に進んで、ますます難しくなってきました。「言葉遣いはどうする？」「どんな表現だったらわかりやすい？」「協働のまちづくりの実現に必要なことは？」…などなど、多くの課題がありますが、会議のメンバーの思いをつなぎ合わせて、みんな



の自由な発想で、**燕らしい条例**をつくり上げていきたいと思えます。

いよいよ大詰めになってきました。頭を悩ませているのはみんな一緒(事務局も？)です。みんなががんばりましょう！！

(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ！

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

### 第12回市民検討会議の主な内容

#### 意見交換

テーマ 「第2章 まちづくりの主体」の各グループ意見の整理について

- ・修正案についての説明と意見交換
- ・市民検討会議としての素案を決定

#### ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

「第3章 協働」と「第4章 市民参画」

- ・意見交換とグループ別発表

### 意見交換

テーマ 「第2章 まちづくりの主体」の各グループ意見の整理について

前回の発表を整理して、市民検討会議としての意見を**決定**しよう！！【Part2】



前回の会議では、これからのまちづくりをお互いに力を合わせて進めていくために、燕市のまちづくりに関わるさまざまな担い手の皆さんの役割などを明らかにする「第2章 まちづくりの主体」の各条文案について、委員の皆さんの考えや修正意見などをまとめ、発表していただきました。

会議の前半に行った意見交換では、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の「第2章」について、市民検討会議としての意見を決定しました。

## 修正案についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

前回の意見の中で、大きな論点として二つの課題があります。「分かりやすさ」と「まちづくりに対する皆さんの意向」というものです。

### 分かりやすさとは

条例は、市民にとって分かりやすいということが重要です。ただし、簡単な言葉に置き換えてしまうと分かりにくくなる場合もあります。

このまちに暮らす、皆さんの中では当たり前になっていることが、このまちに新しく入ってきた人や、これから参加しようとする人たちにとっては、馴染みのないことである場合があります。その場合に、細かい説明がないと分かりません。

つまり、くどくど説明し、またそれを文章に書いておくことも必要です。



条例は、そういった意味から、くどい文章になってしまうことがあります。

第2章の修正案と決定した条文案についての詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

### 皆さんの意向をどのように盛り込むか

言葉の問題ですが、市民は自主的に参画するのか、積極的に参画するのかという問題です。これは、どちらも価値判断が入っている言葉です。まちづくりの方向性をどう考えるのか。この条例を前のめりであるのであれば積極的にしようし、もう少し客観的に、また、みんなのできることから始めようとするのであれば自主的ということでしょう。

全員が必ずまちづくりに参加しなければならないということではなく、参加できる人がうまくまちづくりを行っていくメカニズムを、この条例に盛り込むことができれば十分だと思います。そして少しずつ、みんなで行っていきこうという気持ちが高まってきた場合に、ここに書き込む、または、逆にここに書き込まなくてもみんながやるようになったら、それはそれで良いのではないかと。

そのように考えていただければ良いのではないのでしょうか。

## ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「第3章 協働」と「第4章 市民参画」について

### これまでの検討の成果をカタチにした、条例素案のたたき台の各条文を確認しましょう！【Part3】

今回のワークショップでは、(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の各条文案について、これまでの検討で挙げられた意見や考え方が、正しく条文に反映されているか確認し、皆さんの意見を出し合っ、各グループの意見をまとめ、発表する作業を行いました。



## 条文案の考え方についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

「第3章 協働」と「第4章 市民参画」のポイント

協働と市民参画は、分けて考えにくいものです。さらに、その概念や定義は非常に複雑ですが、現在の燕市としての考え方や皆さんの考え方をまとめてみるというものです。

そこで、3つのポイントがあります。

### 第1の論点 「パブリックコメント制度」

パブリックコメント制度は今もありますが、ポイントは、行政が主導で行政の事務事業についてある情報が必要だと思ったときに、市民に対して意見を聴くというものです。

したがって、市民が主体的に提案するものとは違います。そこで、どういうものに対してパブリックコメントを行うのかということを決めておくことによって、行政側はそれに従ってパブリックコメントを行うということになります。

### 第2の論点 「審議会」

審議会には、市民の皆さんから意見を聴かなければならないものがあります。しかし、逆に専門的な分野については、専門家に任せべきだと思います。それらを区分していただく必要があります。

### 第3の論点 「住民投票」

現在、委員の皆さんは、この場で議論をして、意見が出たり、質問をしたり、いろいろな形でみんながキャッチボールをして最後に考えをまとめていただいています。でも、住民投票は、例えば5万人くらいの有権者が全員で議論を行うことは不可能です。

自分たちで物事を決めるためには、議論ができたり、情報が十分に与えられたりという、いろいろな条件が成立しなければなりません。

どういうものであれば住民投票が有効に機能するのか。「燕の地域」という条件で考える必要があります。

## たたき台「第3章 協働」と「第4章 市民参画」の条文案について

## 第3章 協働

## (協働のまちづくりの推進)

- 第17条 市民、市議会及び市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。
- 2 市は、まちづくりにかかわる多様な主体がまちづくりの理念及び目的を共有し、共に活動できるよう必要な体制を整備するとともに、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。
- 3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な活動を促進するため、その活動に対して必要な支援を行うものとします。この場合において、市は、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。

## (協働事業)

- 第18条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、市民との協働による事業（以下「協働事業」といいます。）の実施を推進するものとします。
- 2 市民は、市に対し、別に定めるところにより、協働事業を提案することができるものとします。
- 3 市は、協働事業を実施する場合において、その透明性を確保するとともに、市民と適切に役割分担し、及び対等な関係を保つよう努めなければなりません。

## (人財の育成)

- 第19条 市は、まちづくりにかかわる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人財を育成するための機会の提供に努めるものとします。

## 第4章 市民参画

## (市民参画の推進)

- 第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を保障し、市民参画を積極的に推進するものとします。
- 2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、積極的な市民参画が促進されるように市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、多様で開かれた場と機会の提供に努めなければなりません。

## (審議会等)

- 第22条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければなりません。
- 2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人財を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。
- 3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

## (市民参画の方法)

- 第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を求めるものとします。
- (1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募
- (2) 公聴会、意見交換会等への市民参画
- (3) ワークショップ(参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。)への市民参画
- (4) パブリックコメント(意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。)への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明
- (6) 前各号に準ずる方法

## (対話の場の設置)

- 第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、対話の場を設置することができます。

## (パブリックコメント)

- 第24条 市は、市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施するものとします。
- 2 前項の規定によるパブリックコメントの実施の範囲、方法その他必要な事項は、別に定めるものとします。

## (住民投票)

- 第25条 市長は、市民の生活にかかわる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

このたたき台の条文は、これまでの検討で挙げられた意見や考え方を項目ごとに整理し、条文化したものです。各条文を規定するかどうか、またその内容などは、まだ決定ではありません。ワークショップでは、グループごとに各項目の必要性を含めて、意見交換を行いました。

## 各グループの発表内容（修正意見等）

各グループから発表していただいた意見の一部をお知らせします（今回も意見が多かったもので）

## 第17条（協働のまちづくりの推進）

- ・第1項の「補完」という言葉の意味が分かりづらいので、「助け合う」や「足りない部分をお互いに補う」という意味を解説の中などに入れた方が良いでしょう。
- ・第2項と第3項の「活動」という意味が曖昧なので「まちづくりの取り組み」などに表現を変更した方が良いでしょう。

## 第18条（協働事業）

- ・前後で同様の意味合いが書かれているので「協働のまちづくりを推進するため」という表現を削除して簡略化してはどうか。

## 第19条（人財の育成）

- ・重要な部分なので、「努めるものとします」という表現を「努めなければなりません」という表現に変更して、義務付けする意味合いを加えた方が良いでしょう。
- ・「人財」を「人材」に変更した中で、原文案どおりで良いでしょう。

## 第20条（市民参画の推進）

- ・「保障」という表現では、必ずしなければならないということになるのでは？

## 第21条（市民参画の方法）

- ・市民参画を「求めるものとします」という表現を「求めなければなりません」という表現に変更して、市に義務付けをする意味合いを加えては？
- ・意見表明については、現在インターネットを利用した方法も行っているため、インターネットなどによる意見提出についても、第6号の前に規定した方が良いでしょう。

## 第22条（審議会等）

- ・「男女比率、年齢構成を考慮し」の部分に「他の審議会等との重複を避ける」という表現を加えた方が良いでしょう。

## 第23条（対話の場の設置）

- ・この条自体をあえて設ける必要があるのか？

## 第25条（住民投票）

- ・住民投票の制度があるということを定めておくことに意味がある。
- ・住民投票は、意思決定の市民の最終的な手段でもあるので、外さないで規定するべき。
- ・その都度ではなく、この条例と一緒に住民投票条例を整備した方が良いでしょうのでは？

## あなたが今日気づいたことは？

- ・条文を簡潔にしたいと考える修正案の文章作成に苦慮しました。
- ・条文の表現が難しいと感じました。
- ・議論が深くなり、単に良い・悪い程度では参加が大変。
- ・議論が深まってきたと思った。多様な意見があり、感心して聞いていた。

## その他

- ・条例の文章については、様々な意見があると思うが、法や市民意見によって作られているので、分かりにくいから文章を変えることや削除することも必要だが、文章はある程度きちんとした形で載せて、解説書に分かりやすく載せるべきという考えなので、そのあたりの議論も今以上にすべきであると考えます。

## 委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

## あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・各項目について真剣に考えたことが良かった。
- ・参加できて良かったです。以後、完全参加を目指したいと思います。
- ・楽しく意見交換ができました。
- ・まじめに議論していることに感激している。
- ・班編成も変わってから2回目で、皆さんと親しく話し合いができた。
- ・馬場先生の話が分かりやすかった。

## あなたが今日、言い残したことは？

- ・まち協を条文に明記することが本当に必要だろうか？

## まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

## 第13回 市民検討会議

日時：平成22年7月3日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

## 事務局の説明から

次回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の各条文に皆さんの意見を反映する最後の作業となる、たたき台の「第5章」「第6章」「第7章」の検討を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

## 編集後記

より良いまちを目指して、みんなでまちづくりを進めていくためには、その前提として「情報の共有」が必要だと思います。そのような考えから、(仮称)まちづくり基本条例の制定という大切な取り組みの経過や検討内容を広報やホームページ等でお伝えしてきましたが、『協働のまちづくりかわら版』も、ついに20回目の発行になりました。情報って、どういう媒体を使ったからとか、どこまで発信したから十分だ、完璧だということはないんですよ。毎回、「何を伝えよう？ どうしたらうまく伝えられる？」と悪戦苦闘の日々ですが、一人でも多くの皆さんとまちづくりのプロセスを共有できるよう、今後もより一層、情報発信していきたいと思っています。(す)